

## 第3章 計画の基本方針

### 1 計画の基本方針

本計画は、第5次田上町総合計画を基本とし、障害者基本法に基づく平成24年3月策定の「田上町障がい者計画」の基本理念を踏まえた計画として推進します。

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の能力や適性に応じた柔軟な形態による障がい者への施策を効率的・効果的に実施し、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

#### 基本理念

**地域でともに暮らせる 安全で安心のある  
まちづくり**

基本理念を実現するために、次の3つの基本方針を設定します。

#### 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定への支援

基本理念を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮しながら、障がい者等が必要とする障がい福祉サービス、その他の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

#### 障がい福祉サービスの充実

障がい福祉サービスの対象となる、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等と障がい児のサービスの充実を図ります。

また、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等についても給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図ります。

## サービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、福祉施設への入所・病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の充実を図るとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりや関係団体、社会福祉協議会、ボランティア、NPO等による支援の提供等、地域の社会資源を活用し、提供体制の整備を進めます。

## 2 計画の視点と基本目標

田上町では、障がい者とその家族の高齢化が進んでおり、家族介護等ができなくなっている状況が進んでいます。

高齢化の進行に伴い、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい者施策の充実に努めます。また、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために、サービスの適切な利用を促進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

前計画を検証した結果、本計画では以下の7点を基本目標に位置づけ、障がい児・者に安定したサービスを提供します。

### (1) 心のバリアをなくすために

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、社会的障壁の解消など支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送れるよう障がいに対する町民の関心を高めるとともに、配慮が必要なことへの理解を深めていきます。

### (2) とともに生活できる安心な社会を実現するために

障がいの重度化、当事者や介助者の高齢化、社会参加の進展などにより、必要とするサービスも多様化しています。

そのため、障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、必要な支援を行うとともにサービスの量的・質的の充実に努め、豊かな地域生活の実現に向けた体制の整備を図ります。

### (3) 人にやさしいまちづくりを進めるために

---

障がいのある人が地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

また、障がいの特性に配慮し、ユニバーサルデザイン（すべての人のためのデザイン）の視点から、住環境及び施設の整備・改善に努め、生活圏拡大のための移動手段を確保し、障がいのある人の社会活動を促進します。

### (4) 個性に応じた保育・教育を進めるために

---

障がい児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、障がい児が円滑に教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を行います。また、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を提供できる体制の構築に努めます。

### (5) 自立や社会参加を進めるために

---

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、障がいの特性にあった多様な雇用の場と就労後の定着支援が重要です。障がい者がその能力を最大限に発揮し、働くことによって社会貢献ができるよう施策の充実を図ります。

また、関係機関との連携を図りながら、一般雇用はもとより、福祉的就労も含め、障がい者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。

### (6) 健やかに暮らすために

---

肢体不自由のある児童、知的障がいのある児童、発達障がいのある児童にとって、障がいの早期発見と早期療育が重要です。そのため、障がいの早期発見・早期療育のために各種健康診断を実施し、障がいの特性を踏まえた個別のニーズに対応できるよう、支援体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある方のライフステージ（年代による段階）に応じた保健・医療を提供するため、関係機関が連携しながら、障がいの早期発見から自立のためのリハビリテーションまで、一貫した体制の整備を図ります。

### (7) 情報のバリアをなくすために

---

障がい者の福祉サービス等の利用を促進するためには、適切な情報提供が不可欠です。それぞれの障がいに応じた、当事者が利用しやすい情報媒体を通じた情報の提供に努めるとともに、障がいを理由とする差別の解消に向け、社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、積極的な広報・啓発を推進します。

### 3 施策の体系

